

資料

1 計画改定の経緯

平成26年度	平成26年3月 ～平成27年3月	目黒区みどりの景観調査 実施
	平成26年6月 ～平成27年3月	目黒区みどりの実態調査 実施
	平成26年7月～8月	区民アンケート「教えてください！身近にある『わたしの好きなみどりのある風景』」実施
	平成26年9月 ～平成27年3月	目黒区公園等利用実態調査 実施
平成27年度	平成27年6月17日	第1回目黒区みどりの基本計画懇話会 ・目黒区みどりの基本計画改定について ・目黒区のみどりの現状と課題について
	平成27年8月7日	第2回目黒区みどりの基本計画懇話会 ・基本理念とみどりの将来像について ・基本方針及び目標について ・みどりのネットワーク形成方針について
	平成27年9月30日	第3回目黒区みどりの基本計画懇話会 ・目黒区みどりの基本計画（改定素案たたき台）について
	平成27年12月5日 ～平成28年1月12日	みどりの基本計画改定素案に対するパブリックコメント実施
	平成28年2月4日	第4回目黒区みどりの基本計画懇話会 ・目黒区みどりの基本計画改定素案に対する意見募集結果について ・目黒区みどりの基本計画改定案について

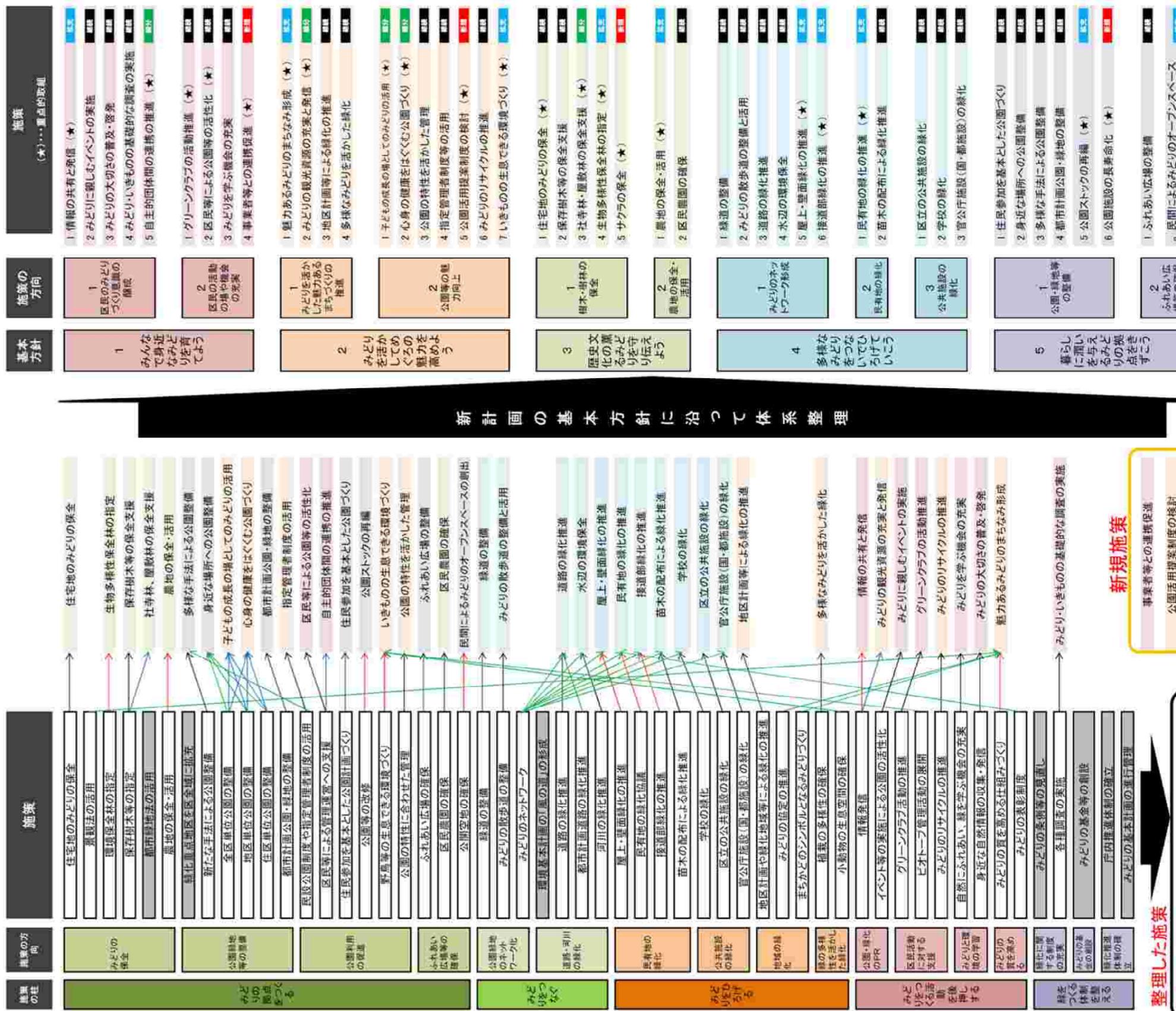
2 目黒区みどりの基本計画懇話会

委員	構成	氏名	所属団体等
座長	学識経験者	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
副座長	関係団体	佐藤 留美	NPO birth 事務局長
委員	学識経験者	甲斐 徹郎	関東学院大学客員教授
委員	学識経験者	澤田 みどり	恵泉女学園大学人間社会学部社会園芸学科准教授
委員	関係団体	岡田 音次郎	目黒区農業振興運営協議会会長
委員	関係団体	熊澤 祐子	碑文谷公園くらぶ代表
委員	公募区民	市田 淳子	-
委員	公募区民	豊田 恭子	-
委員	公募区民	宮尾 三郎	-
オブザーバー	行政関係者	一言 太郎	国土交通省都市局 まちづくり推進課

(平成27《2015》年6月現在)

3 目黒区みどりの基本計画 施策体系新旧比較表

前計画の施策	新計画の施策
前計画の施策体系との対応順 全施策数：54 施策 継続する施策：27 施策 拡充する施策：10 施策 他の施策に統合する施策：10 施策 整理した施策：7 施策	新計画での体系順 全施策数：46 施策 前計画から継続する施策：27 施策 前計画の施策を拡充する施策：10 施策 前計画の施策から目的に応じて細分化する施策：5 施策 新たな施策：4 施策



整理した施策

施策名	整理の理由
都市緑地法の活用	都市緑地法に基づく制度活用は、関連する高層の区で検討することとする。
緑化重点地区を区全域に拡充	緑化重点地区は旧計画で区全域に拡充した。新計画では総合的なみどりのネットワーク形成方針に即座する。
環境基本計画の「風の道」の形成	生物多様性の確保の観点から風の道づくりを推進させ、新たに「風と生き物の道」をテーマとして展開させる。みどりの拠点と軸の形成方針に考え方を反映させる。
みどりの条例等の見直し	施策として掲げず、別案にて記載を過加。
みどりの基金等の創設	「目黒のサクラ基金」を創設したため今後基金の運用及び基金の活用施策「サクラの保全」に移行する。
区内推進体制の確立	施策として掲げず、別案にて記載を過加。
みどりの基本計画の運用管理	施策として掲げず、別案にて記載を過加。

● 矢印の色凡例 (新計画での前計画の施策の扱い)

→ 継続
→ 統合
→ 拡充

目的に応じた細分化

4 用語解説

用語	説明	ページ
あ エコロジカルネットワーク	都市の中にいきものたちがすめる場所を創出していくためには、地域の核となる緑地の保全を図るとともに、散在する緑地を緑道や街路樹等をつなぎ、いきものがすみ、移動できる緑地を効果的に配置することが重要である。このような緑地のネットワークを「エコロジカルネットワーク」という。	4,5,40,47, 48,62,63
屋上緑化率	屋上緑化可能な面積に対し、屋上緑化されている面積の割合。	14
オープンスペース	都市内における広場、公園、河川等、建築物のない空間を指す。	27,50,52, 56,70,73, 76
温室効果ガス	温室効果を起こす気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素を温室効果ガスと定めている。	24
か 街区公園	都市公園法に基づく都市公園の種別のひとつで、主として街区内に居住する者が容易に利用できるように配置し、敷地面積は1箇所当たり面積0.25haを標準とする。	54
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の種別のひとつで、主として近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は1箇所当たり面積2haを標準とする。	54
グリーンクラブ	区の事業。区が提供した花苗等を住民が公園や道路等の一部に設けた花壇に植え付け、維持管理を行う住民ボランティア団体。	19,20,45, 47,50,56, 58,65,74, 76,77
クールアイランド	大規模な公園緑地で形成される、冷涼な空気のかたまり。	45,47
健康めぐる21	区民の健康水準を高めるために、区民が主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう支援する行動計画。国が平成12(2000)年3月に発表した「健康日本21」を踏まえ、目黒区は平成13(2001)年に計画を策定し、平成18(2006)年、23(2011)年、28(2016)年に社会情勢の変化や目標達成度にあわせて改定を行っている。	2,5
公園活動登録団体	公園の清掃・花壇管理等の維持管理活動や、地域住民を対象としたイベント企画運営活動を行うボランティア活動団体。「住民参加による公園活性化のための要綱」(平成13《2001》年2月要綱制定)により区が登録し、区は一定の支援を行う。	19,20,45, 46,58,59, 76,77
さ 支谷	本谷から枝分かれしている小さい谷のこと。	8
自然通信員	区の事業。身近な自然の観察記録を区に報告するボランティア。記録は生物季節や経年変化の把握等に活かされている。	20,58,76, 77
社寺林	神社や寺にあるまとまりのある大きな樹林。神社の樹林は鎮守の森とも呼ばれることがある。	28,32,50, 56,63,73, 76,77

用語	説明	ページ
借地公園	民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行う制度。平成 16 (2004) 年の都市公園法改正によって、貸借契約の期間満了により公園管理者の権限が消滅した場合にも都市公園の区域の廃止を行うことができることが明確にされ(法第 16 条) 例えば企業の保有する遊休地等土地所有者が都市公園用地を提供しやすい環境が整備された。	69
樹木被覆地	上空から見て樹木で覆われている土地。	11,25,32, 49
職員活用しま専科	区職員派遣制度。区民や学校のリクエストに応じて、区職員が出向き、区政の取組や職員の専門知識を生かした講義を行う。	57
生産緑地	都市計画の地区のひとつ。防災性の高いオープンスペースとして、また貴重な緑地として、良好な都市環境を形成する農地等のうち、適正に管理されたものを指定し、その保全に努めている。	17,64,76, 77
た 地区公園	都市公園法に基づく都市公園の種別のひとつで、主として徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は 1 箇所あたり面積 4ha を標準とする。	54
都市基幹公園	都市公園法に基づく都市公園のうち、主として一の市町村の区域内に居住する者の利用に供することを目的に設置される公園。休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園と、主として運動の用に供することを目的とする運動公園からなる。	54
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。平成 17 (2005) 年の景観法の制定にあわせて改正された(旧名称は都市緑地保全法) 都市公園法及びその他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律とあわせて、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。	2
は ビオトープ	いきものの生息する場所のことをいう。都市内等では、多様ないきものたちが形づくる小規模な生態系をビオトープとして捉え、小学校では環境を考えた総合学習等に幅広く利用されている。	59,62,68
ヒートアイランド現象	都心域の気温が郊外に比べ高くなる現象で、等温線を書くとき島状に見えるためヒートアイランド(熱の島)といわれる。人工排熱(冷暖房・自動車)の増加や、自然地(土・水面・緑地等)の減少が原因で引き起こされる。	1,4,6,21,24, 34,45,47, 48,49,50, 65,66
保存樹木等(保存樹木、保存樹林、保存生け垣)	目黒区みどりの条例、同施行規則に基づいて、保存樹木、保存樹林、保存生け垣として指定し、維持管理費の一部を所有者・管理者に対して助成する制度。また、区が定める基準に該当する国や都の所有・管理している樹林を、同意を得て環境保全林として指定する制度もある。所有者は、これら保存樹木等や環境保全林を第三者に譲渡しようとする場合に買取の請求を区に行うことができる。	17,28,30, 56,63
ま みどりの散歩道	区の事業。区内に設定された散歩道。身近な公園や神社、お寺等を結んだ 9 コースがあり、コースガイドが販売されている。目黒区版のエコツーリズム(地域の自然や文化等について知識を有する者から案内又は助言を受け、自然や文化の保護に配慮しながらそれらとふれあい、知識及び理解を深めるための活動)の推進事業のひとつ。	20,26,28, 44,47,48, 50,56,65, 73

用語	説明	ページ
みどりの実態調査	目黒区みどりの条例に基づき、定期的を実施する区内の緑の実態に関する調査。昭和 47(1972)年度、52(1977)年度、60(1985)年度、平成 4(1992)年度、16(2004)年度、26(2014)年度に実施している。	1,8,11,58
民設公園制度	都市に必要な基盤である都市計画公園・緑地について、従来の公共による整備に加え、民間の活力を導入することにより、早期に公園的空間として整備及び管理する東京都独自の制度。平成 18 年 6 月に施行された「東京都民設公園事業実施要綱」により制度化された。	69
目黒区環境基本計画	区環境基本条例に基づき、区、区民、事業者等がそれぞれの立場から、環境基本条例に掲げられた基本的理念を実現するための基本となる計画。平成 24(2012)年 3 月策定。	1,2,5
目黒区景観計画	景観法に基づいて景観行政団体(地域の特性に応じた風景や景色を守る取組等のさまざまな施策を独自に行うことができる地方公共団体)が定める「良好な景観の形成に関する基本的な計画」であり、景観に関するマスタープラン。平成 22(2010)年 4 月策定。	1,2,5
目黒区観光ビジョン	今後の目黒区における観光まちづくりのあり方や基本的方向性を示すもの。平成 27(2015)年 3 月改定。	2,5
目黒区子ども総合計画	目黒区子ども条例に基づき、子どもの権利を尊重し、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく「子育て」を支えるまちづくりを地域全体で総合的に進めるための計画。平成 27(2015)年 3 月改定。	2,5,21
目黒区生物多様性地域戦略	生物多様性基本法第 13 条に基づいて、都道府県、市町村が策定する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を「生物多様性地域戦略」という。平成 26(2014)年 3 月策定。	1,2,5,25,76
目黒区地域防災計画	「自助」・「共助」・「公助」の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための計画であり、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、目黒区防災会議が作成する。平成 27(2015)年 1 月修正。	2,5
目黒区都市計画マスタープラン	都市計画マスタープランは、区市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、平成 4(1992)年の都市計画法の改正により創設され、区市町村が策定できるようになった法定計画。平成 16(2004)年 3 月策定。目黒区基本構想・基本計画が掲げる「ともにつくるみどり豊かな人間のまち」を実現するために街の将来像を示し、街づくりの基本的方向を示している。	1,2,5
めぐろの森	区外からのいきものの導入と、地域のいきものの供給等の機能を持つ、核となる緑地が広がる一帯。区内で特に優れた自然環境を有する公園や大学等の持続性が高い緑地を含み、8つのエリア(森)を設定している。	5,25,28,30,32,40,43,45,46,47,48,49,74
ら 立体都市公園	土地の有効利用を図りつつ、他の施設と都市公園とを一体的に整備することによって効率的に都市公園の整備を進めるため、適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要がある場合には、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度で、都市公園の下部空間に法の制限が及ばないことを可能とし、当該空間の利用の柔軟化を図ることとしたもの(都市公園法第 20~26 条)。	69

用語	説明	ページ
緑化計画	条例等に基づく緑地等の附置義務制度。区では、駐車場の設置や、敷地面積200平方メートル以上の建築行為等を行うときに、あらかじめ緑化についての計画書の提出及びその内容の履行を義務付けている。	17,20,67, 76,77
緑化重点地区	都市緑地法第4条の中で、緑の基本計画の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のこと。	20,50,76
緑被率	上空から見て、樹冠や草地等、みどりで覆われた面積が占める割合	11,13,18, 30,32,41, 49,50,58, 75,76

目黒区みどりの基本計画

主要印刷物番号
27 - 51 号

平成28年3月25日発行

発行 目黒区

編集 目黒区都市整備部みどりと公園課
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03(5722)9745(直通)

印刷 株式会社創建